

今後の行政改革の進め方について

1. 基本的な考え方

第5次行政改革大綱までは、総合計画と別に策定してきましたが、行政改革の取組みは、市の最上位計画である総合計画に含まれています。また、現行大綱では、行政の質の向上を基本方針としており、既に見直しの余地がないことなどから、次期行政改革大綱は策定せず、第7次総合計画の中で、行政改革を包括的に推進することとします。

2. 進捗管理等

第5次行政改革大綱の推進期間は、平成28年度から令和2年度ですので、現行の第6次総合計画終期まで推進期間を延長します。これにより、推進期間は、平成28年度から令和5年度までとなります。

進捗管理については、令和5年度まではこれまでどおり行動計画進捗状況と取り組み方針により評価を行います。第7次総合計画からは、施策評価等にて行うこととなります。※外部評価については、第7次総合計画の策定に合わせ検討します。

